

岩手県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関大東線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市中央町二丁目 34 番 2 地先から狐禅寺字手負沢 99 番 2 地先まで	新	B 77.8~22.0 m	m 3,392.0
一関市中央町二丁目 32 番 2 地先から狐禅寺字久田 89 番 1 地先まで	旧	A 56.0~8.5	3,560.9
一関市中央町二丁目 34 番 2 地先から狐禅寺字手負沢 99 番 2 地先まで		B 77.8~22.0	3,392.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 13 日から同年 4 月 13 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東山薄衣線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市東山町松川字深堀内ノ目 7 番 1 地先から川崎町薄衣字如来地 4 番 8 地先まで	新	C 83.0~13.5 m	m 4,328.0
一関市東山町松川字深堀 146 番 1 地先から川崎町門崎字霞畑 99 番 5 地先まで	旧	A 43.5~8.0	3,987.0
一関市川崎町門崎字小白 66 番地先から川崎町薄衣字如来地 51 番 3 地先まで		B 37.0~5.2	3,526.8
一関市東山町松川字深堀内ノ目 7 番 1 地先から川崎町薄衣字如来地 4 番 8 地先まで		C 90.0~13.5	4,328.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 19 年 3 月 13 日から同年 4 月 13 日まで

3 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市甲子町第 7 地割 150 番 2 地先から遠野市上郷町板沢 17 地割 1 番 5 地先まで	新	A 219.5~6.5 m	m 26,331.4
		B 244.0~11.8	22,055.7

釜石市甲子町第7地割155番4地先から遠野市上郷町板 沢17地割1番5地先まで	旧	A	26,297.4
		B	22,021.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所並びに岩手県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター、大船渡地方振興局土木部及び釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成19年3月13日から同月27日まで